

優良木質建材等認証審査要領

1 趣旨

この要領は、優良木質建材等認証規程（HW-A Q001）第21条の規定に基づき、優良木質建材の認証における審査の方法を定めるものである。

2 本要領の基本的活用方針

本要領に定める審査方法は、標準的なものとし、具体的な事案処理の段階で優良木質建材等認証審査委員会における委員の専門的な知見と判断に基づく弾力的な活用を行うことができるものとする。

3 審査の観点

申請案件の審査は次の3点について行うものとする。

- ①製品の品質に関する審査
- ②生産体制の品質に関する審査
- ③供給体制の品質に関する審査

4 審査の手順

審査は原則として次の手順で行うものとする。

- ①事務局審査：委員会審査の予備審査。申請書類の記載内容等についての書類審査
- ②工調査：申請書類記載事項と工場の実際の状況に相違がないことの工場の現地確認
- ③委員会審査：①及び②の結果を踏まえた本審査

5 製品の品質に関する審査

製品の品質に関しては、以下の項目について申請書類の審査を行い、認証する性能区分を確定するものとする。

- ①樹種、薬剤等を含む製品の仕様が認証対象品目に該当していること
- ②品質安定度調査結果と品質性能試験・検査結果とが整合していること
- ③品質性能試験・検査結果が品質性能評価基準の該当試験・検査項目の判定基準を満足していること
- ④性能区分の確定

6 生産体制の品質に関する審査

生産体制の品質に関しては、次の表の各項目について申請書類審査及び工場調査を通じて、申請製品の品質を保ちつつ、安定的に生産できる体制を備えているかを審査するものとする。

表 1

審査手段	審査項目	審査内容
申請書類審査及び工場調査	製造工程	適切な製造工程となっていること
	製造設備、保管設備、検査設備	適切な製造設備、保管設備、検査設備が用意されていること
	技術者配置	別表 1 に定める責任者、有資格者が配置されていること
	製造技術基準	基準が適切に定められており、その基準に基づき製造が行われていること(基材・材料規格を含む)
	品質管理基準	基準が適切に定められており、その基準に基づき製造が行われていること
申請書類審査	外注委託契約	適切な委託契約がなされていること
工場調査	作業環境	良好であること
	品質管理関係書類保管状況	品質管理基準に基づき適切に保管されていること

7. 供給体制の品質に関する審査

供給体制の品質に関しては、下記の項目について申請書類審査及び工場調査を通じて、申請製品の製品品質を保ちつつ、安定的に供給できる体制を備えているかどうかを審査するものとする。

- ①製品検査の基準が適切に定められており、出荷に先立ちその基準に基づいて、製品検査が適切になされていること
- ②出荷管理が適切になされていること
- ③苦情処理の基準が適切に定められており、その基準に基づいて対応が行われていること
- ④製品への表示が、優良木質建材表示基準（HW-A Q005）に適合していること

8. 工場調査

工場調査は原則として審査委員、事務局職員が実施する。ただし、登録試験検査機関に調査を委託することもできるものとする。

9. 審査報告書

審査結果は、審査委員会報告書として取りまとめる。

制定	平成16年	6月15日	住木技発16第114号
改正	平成16年	11月1日	住木技発16第227号
改正	平成17年	12月1日	住木技発17第283号
改正	平成19年	5月17日	住木技発19第146号
改正	平成19年	6月11日	住木技発19第176号
改正	平成24年	4月20日	住木認発24第42号
改正	平成24年	10月15日	住木認発24第111号
改正	平成25年	4月16日	住木認発25第38号
改正	平成26年	2月28日	住木認発26第14号
改正	平成27年	6月4日	住木認発27第83号
改正	平成30年	6月25日	住木認発30第103号
改正	平成30年	8月23日	住木認発30第133号
改正	平成30年	11月1日	住木認発30第182号

改正	令和	元年	9月27日	住木認発第191号
改正	令和	4年	6月6日	住木認発第64号
改正	令和	5年	6月16日	住木認発第80号
改正	令和	5年	10月24日	住木認発第170号
改正	令和	6年	10月1日	住木認発第257号

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1	高耐久性機械プレカット部材	① 選別技術者（2名以上）
A-2	高耐久性機械プレカット部材 －2	② 建築士（1名以上）
A-3	高耐久性機械プレカット部材 －3	③ 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上）
A-4	乾燥処理機械プレカット部材	④ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。
B-1	保存処理材	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）
B-2	保存処理材－2	② 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。
B-3	屋外製品部材	
B-4	車両用木製防護柵部材	
B-5	防腐・防蟻処理枠組壁工法構造用たて継ぎ材	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（保存処理）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上） ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が枠組壁工法構造用たて継ぎ材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
C-1	防腐・防蟻処理構造用集成材	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）
C-2	防腐・防蟻処理構造用集成材－2	② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上）
C-3	防腐・防蟻処理構造用集成材－3	③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。
C-4	防腐・防蟻処理構造用集成材－4	④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が集成材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
C-5	防腐・防蟻処理構造用集成材－5	
E-1	モルタル下地用合板	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）
E-2	たて継ぎ構造用合板	② 木材接着士（1名以上）ただし、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
F-1	床用3層パネル	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）
F-2	構造用単板積層板	② 木材接着士（1名以上）ただし、木材接着士がやむを得ず

F-3	構造用台形ラミナ集成材	不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
F-4	床下地用台形ラミナ集成パネル	
G-1	防腐・防蟻処理構造用パネル	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 ④ 木材接着士（1名以上）ただし、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
G-2	防腐・防蟻処理接着成形軸材	
G-3	屋外用防腐・防蟻処理接着成形材	① 品質管理責任者等（JAS 認証機関による研修修了者等）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上） ④ 木材接着士（1名以上）
H-1	接着成形造作用芯材	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） ③ 木材接着士（1名以上）ただし、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
H-2	型枠用成形板	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上）
I-1	樹脂処理保存処理材	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上）
I-2	樹脂処理屋外製品部材	
J-1	表層圧密フローリング	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上）
K-1	熱処理壁用製材	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上）
L-1	防腐・防蟻処理構造用単板積層材	① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上） ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
L-2	防腐・防蟻処理構造用単板積層材－2	
L-3	防腐・防蟻処理構造用単板積層材－3	

M-1	収縮抑制処理材	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材保存士（1名以上）
N-1	白華抑制塗装木質建材	① 品質管理担当者又は格付検査担当者（1名以上）
N-2	耐候性塗装木質建材	
O-1	防腐・防蟻処理構造用合板	① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上） ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が合板の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
O-2	防腐・防蟻処理構造用合板－2	
O-3	防腐・防蟻処理構造用合板－3	
P-1	防腐・防蟻処理直交集成板	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（保存処理）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上） ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が直交集成板の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
Q-1	難燃処理木質建材	① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修修了者等）（1名以上）
W-1	防腐・防蟻処理木質建材	① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修修了者等）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 ④ 木材接着士（1名以上）
X-1	足場板	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）